

令和4年1月20日

公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会  
理事長 樋口 恢作 様

新型コロナウイルス感染症神奈川県対策本部長  
神奈川県知事 黒岩 祐治  
( 公 印 省 略 )

まん延防止等重点措置に係る協力をお願いについて

本県の新型コロナウイルス感染症対策の推進につきましては、日頃格別のご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和4年1月19日、政府が新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「法」という)に基づくまん延防止等重点措置を1月21日～2月13日まで適用したことを受け、本県では、「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」(以下「実施方針」という。)を策定し、必要な措置等を行うことといたしました。

飲食店等に対しては、法第31条の6第1項に基づき、営業時間短縮や酒類提供の停止、制限を要請します。

その他、添付「実施方針」のとおりお願いさせていただきます。貴団体におかれましても趣旨をご理解のうえ、引き続き、感染リスクの回避に向けた取組及び貴団体の構成員等への周知をお願いします。

また、県では新型コロナウイルス感染症に対応したBCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)をまだ策定していない企業にご活用いただくため、チェックリストを別添のとおり作成しました。貴団体におかれても、当面の対応を検討いただく際のご参考としていただければと存じます。

なお、次のサイトで老人クラブの活動の再開、継続に向けたリーダー・主催者の皆さんに役立つ情報をまとめておりますのでご活用ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/documents/roujinclub.html>

別添

- 1 知事メッセージ
  - 2 「特措法に基づくまん延防止等重点措置に係る神奈川県実施方針」
  - 3 BCP策定点検チェックリスト(新型コロナウイルス感染症対策)
- ※ チェックリストは、下記ホームページからダウンロードできます。  
「中小企業のためのBCP(事業継続計画)作成のススメ」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f4763/index.html>



問合せ先

福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課  
高齢福祉グループ 春川、長沼  
電話 045-210-4846 (直通)

## 知事メッセージ

圧倒的な感染力を持つオミクロン株によって、本県の新規感染者は、わずかな期間で激増しました。

現時点では、本県の病床はひっ迫している状況にありませんが、若者を中心に広がっている感染が、今後、重症化リスクの高い高齢者に広がれば、あっという間に病床がひっ迫する事態になりかねません。

また、いわゆるエッセンシャルワーカーが、感染等により出勤できず、社会経済活動が麻痺する恐れも生じています。

この切迫した状況を踏まえ、本日、国は、本県を含む首都圏1都3県などに対して、1月21日から2月13日までの間、特措法に基づくまん延防止等重点措置の適用を決定しました。

これを受け、県は、県民や事業者の皆さんに次の事項を要請します。

### 〔県民の皆さんへ〕

人混みは危険という意識を強く持って、混雑を避けるほか、マスク飲食や、M・A・S・Kの基本的な感染防止対策を徹底してください。

また、マスク飲食実施店に認証していない飲食店や、21時以降に開いている飲食店には行かないでください。

今後、気を付けるべきは、高齢者に感染を広げないことです。改めて「一人ひとりが徹底用心」をお願いします。

### 〔事業者の皆さんへ〕

○ マスク飲食実施店の認証店は、

「営業時間は21時まで、酒類の提供は20時まで」または、

「営業時間は20時まで、酒類の提供はなし」のいずれかを選択してください。時短要請に応じていただいた店舗には協力金を支払いますが、どちらを選択したかにより金額は異なります。

人数は、1テーブル4人までとします。ただし、結婚披露宴や法事などの慶弔行事で飲食店を利用する場合は、当日全員が検査を行い、陰性が確認できた場合は、人数制限はなしとします。

- マスク飲食実施店の非認証店は、  
「営業時間は20時まで、酒類の提供はなし、1テーブル4人以内」と  
します。
- 非認証店についても、時短要請に応じていただいた店舗には協力金  
を支払います。
- 大規模イベントは、感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けた  
場合、人数上限は2万人とします。ただし、当日2万人を超える範囲  
の入場者全員が検査を行い、陰性が確認できた場合は、人数は収容定  
員までとします。
- 医療、福祉、ライフラインなどの事業者は、従業員の十分な感染防  
止対策を取りつつ、感染者や濃厚接触者が多く発生した場合であって  
も、業務継続を図るよう努めてください。

県は、昨年末に病床の確保フェーズを3に引き上げるほか、宿泊療養施設のさらなる確保や、自宅療養者の支援体制の強化など、先手先手で、医療提供体制の確保に取り組んできました。

こうした中、このたびのまん延防止等重点措置の適用によって、県民や事業者の皆さんに、再びご負担をおかけすることとなり、大変心苦しいですが、24日間にわたる措置で、この危機を早期に収束できるよう、ご理解、ご協力をお願いいたします。

令和4年1月19日

神奈川県知事 黒岩 祐治

# 特措法に基づく まん延防止等重点措置に係る 神奈川県実施方針

令和4年1月19日

# まん延防止等重点措置の区域と期間

## 【対象区域】

県内全市町村

## 【実施期間】

令和4年1月21日（金）から  
2月13日（日）まで（24日間）

# まん延防止等重点措置の内容

県民向け

一人ひとりが徹底用心（マスク飲食、MASKなど基本的な感染防止対策の徹底）

飲食店

時短等

## 【マスク飲食実施店認証店】

① 5時から21時までの時短要請・酒類提供可（11時～20時）

協力金：2.5～7.5万円/日

② 5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円/日

①と②のどちらかを  
認証店が選択可能

## 【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止

協力金：3～10万円/日

人数

1テーブル4人以内

大規模  
集客施設等

入場整理・人数制限などの感染防止対策 業種別ガイドライン遵守

【安全計画を策定した場合】 収容定員：上限2万人

イベント

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表(安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

# 県民の皆さんに対して

## 一人ひとりが徹底用心

- 時短要請している時間以降、飲食店の利用の自粛(法第31条の6第2項)
- 感染対策が徹底されていない飲食店の利用の自粛(法第24条第9項)
- 生活に必要な場合を除き、県境をまたぐ移動の自粛(法第24条第9項)
  - ※生活に必要な場合の例  
医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、  
必要な出勤・通学、自宅近隣における屋外での運動や散歩など、  
生活や健康の維持のために必要なもの
- 昼夜を問わずマスク飲食の実践、M・A・S・Kによる基本的感染防止対策等の徹底(法第24条第9項)
- 人混みは危険という意識を持ち、混雑を避ける、「三つの密」の回避、マスクなしの会話を回避(法第24条第9項)
- 感染に不安を感じる無症状者は、ワクチン接種済者を含めて検査を受けることを推奨 (法第24条第9項)

# 飲食店・大規模集客施設等に対して

飲食店等

○営業時間の短縮(法第31条の6第1項)

【マスク飲食実施店認証店】

①5時から21時までの時短要請・酒類提供可  
協力金:2.5~7.5万円/日 (11時~20時)

②5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金:3~10万円/日

上記①と②のどちらかを認証店が選択

【非認証店】

5時から20時までの時短要請・酒類提供停止  
協力金:3~10万円/日

○利用者の人数制限(法第24条第9項)

1テーブル4人以内

※認証店である披露宴会場など(慶弔行事に使用する場合は、対象者に対する  
全員検査を当日中に行った場合、人数制限なし

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

○入場整理・人数制限などの感染防止対策の要請  
(法第31条の6第1項、令第5条の5)

○業種別ガイドライン遵守(法第24条第9項)

大規模集客施設等



# イベントに対して

## ○次の人数上限の遵守を要請(法第24条第9項)

		5,000人以下の施設	5,000人超の施設
大声あり	チェックリスト公表	5,000人を上限として収容定員の半分まで可	
大声なし	チェックリスト公表 (安全計画なし)	収容定員まで可	5,000人まで可
	安全計画策定		2万人を上限として収容定員まで可

- ※1 大声の定義「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」
- ※2 ・安全計画を策定しない場合は、チェックリストの公表が必要  
・安全計画の策定は、「大声なし」の担保が前提
- ※3 対象者に対する全員検査を当日中に行う場合には、2万人の上限は対象外として、人数上限を収容定員までとする。

## ○業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)

## ○入場者の感染防止のための基本的な感染防止対策(法第24条第9項)

イ  
ベ  
ン  
ト

# その他

## 【事業者全般に対して】

- 業種別ガイドラインの遵守(法第24条第9項)
- 感染対策をとりつつ、感染者等が多く発生した場合でも、ライフライン等を維持する業務の継続(働きかけ)
- 職場における感染防止のための取組み(テレビ会議の活用等)(働きかけ)
- 在宅勤務(テレワーク)等の推進(働きかけ)
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避ける行動(働きかけ)

※①飲酒を伴う懇親会等、②大人数や長時間におよぶ飲食、③マスクなしでの会話、④狭い空間での共同生活、⑤居場所の切り替わり

## 【県機関の対応】

- 別途定める「新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた県の基本方針」に基づき対応
  - ・ 県民利用施設は、個別の施設の実情に応じて、基本的な感染防止対策を徹底した上で運営 等

## 【社会経済活動を促進する県の取組】

- かながわ旅割の事業開始は延期
- Go To Eat 食事券事業は、店内飲食での利用を控え、テイクアウトやデリバリーで利用するよう呼びかけ
  - ※ 3月22日までとされている利用期間は延長される見込み

## BCP策定点検チェックリスト（新型コロナウイルス感染症対策）

新型コロナウイルス感染症の時にも業務を継続していくためにはBCP（事業継続計画）が欠かせません。BCPの策定状況や御社の今の体制を確認してみましょう。

BCPの策定についてお聞きします。

実施事項	チェック
感染症に対応したBCPを策定している。（又は策定の準備に入っている）	
BCPを使う時期・タイミングを決めている。	
優先的に行うべき業務を定めている。	

御社の体制・計画についてお聞きします。

実施事項	チェック
優先的に行うべき業務を行える体制を整えている。	
感染等により出勤できなくなった従業員の業務を代行する別の従業員を決めている。	
従業員が出勤できない場合に備え、テレワークができる体制を確保している。	
応援要員の確保のため、同業他社等と協力できる仕組みができています。	
通常とは異なる別ルートでの調達方法を持っている。	
事業が休止や縮小になってしまった時の資金計画を立てている。	



《ご案内》

神奈川県ではBCP策定を希望する中小企業の皆様向けに**作成のアドバイスを専門家を無料で派遣**する事業を行っております。BCPを作成してみませんか？（詳しくは下記HPへ）

県HP : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/cnt/f39000.html>

